

事業所更新時講習会

短期入所 (ショートステイ)

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

1 障害者短期入所事業の根拠

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)』の第5条第8項に次のとおり定められています。

「「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」

2 短期入所の利用者像

自宅において介助を行う者が病気などの理由により介助を行うことができない場合、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等

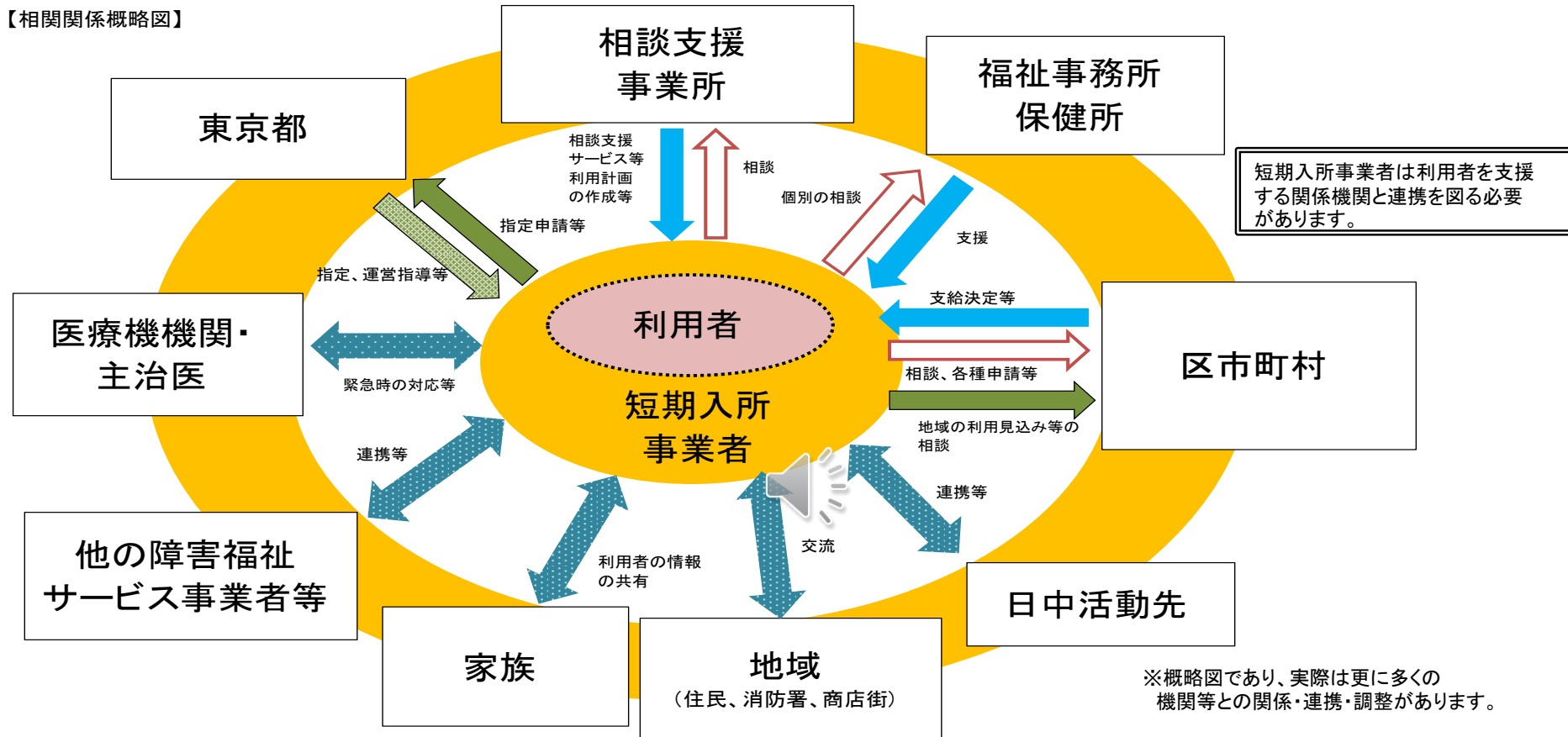
- ①障害支援区分1以上である障害者
- ②障害児に必要とされる支援の度合いに応じてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

3 短期入所における支援

入浴、排せつ、食事、着替え、移動等の介助、見守りやその他必要な支援

利用者・事業者と関係機関等

【相関関係概略図】



- 「東京都」: 都は、法人からの申請に基づき、短期入所事業者の指定や届け出ている申請内容などの変更手続きを行います。また、短期入所運営法人に対して運営指導や助言等を行います。短期入所運営所管である居住支援担当では、地区別に担当者を設置しており、短期入所の運営に係る相談などを受けています。
- 「区市町村」: 支給決定の実施主体として、短期入所の利用を希望する障害者に対して、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定をし、相談の支援等を行います。給付費等報酬の審査や助成などは、実主体である区市町村が行っています。また、虐待通報の窓口であるとともに、住民に最も身近な行政庁として苦情に対応する機関であることから、短期入所事業者に対して調査、運営指導、助言を行います。

職員の役割及び業務内容等

	役割及び業務内容	勤務条件
管理者	【役割】 事業所の全体のマネジメント 【業務内容】 ・ 利用者の安全確保 ・ 防犯、防災対策 ・ 適切な職員配置 ・ 損額賠償に関する業務 ・ 行事、地域交流等の実施 ・ 関係機関との連携 ・ 職場環境の改善 ・ 住居設備の維持管理と環境整備 ・ 計画的な予算執行と運営管理 ・ 事業報告書の提出 ・ 利用者の健康管理(健康診断等) ・ 虐待防止や人権擁護に関する職員教育 ・ 従業員の勤務・評価等の管理 ・ 組織のルール作り ・ 利用者に対するアセスメント ・ サービス提供内容の管理 ・ サービス提供プロセスの管理 ・ サービス提供記録の管理 ・ 従業員の相談・助言 ・ 利用者からの苦情の相談 ・ 事業所内の支援に係る会議の開催 等	原則として管理業務に従事するもの(支障がない場合は兼務可)
生活支援員等	【役割】 入所者の直接介助 【業務内容】 食事や入浴、排せつ等の介助、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行う。 等	非常勤や兼務も可能

運営上の基準(抜粋)

- ★障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ★条例:東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月13日条例第155号）

提供拒否の禁止

第11条(準用)

指定短期入所事業者は、正当な理由なく、指定短期入所の提供を拒んではならない。正当な理由がある場合とは以下のようなものです。

- ①当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③当該事業所の運営規定において主たる対象とする障害の種別を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
- ④入院治療が必要な場合

心身の状況等の把握

第16条(準用)

指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

サービスの提供の記録

第19条(準用)

指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

指定短期入所事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

業務継続計画の策定等

第33－2条（準用）

令和3年度の報酬改定に伴い、令和6年度から「業務継続計画」の策定その他の取組が義務化されました。
短期入所は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供が受けられるよう、サービス提供を継続的に実施し、及び非常時の体制での業務再開を図るための「業務継続計画」を策定しなければなりません。

具体的には、

（ア）感染症に係る業務継続計画、及び

（イ）災害に係る業務継続計画を策定し、当該計画に従って、職員の研修及び訓練（シュミレーション）を年1回以上実施する

業務継続計画の内容としては、

（a）平時からの備え・対応（ライフライン途絶時の対策・必要品の備蓄）

（b）緊急体制を発動させる基準や初動対応

（c）関係機関や地域との連携・情報共有など

が挙げられます。

身体拘束等の禁止

第35－2条（準用）

令和3年度報酬改定に伴い、令和4年度から身体拘束の適正化に関する以下の取組が義務化されました。

- ・ 身体拘束を行う場合、その態様、時間、状況ならびに理由等の記録
- ・ 対策を検討する委員会の定期的な開催と、検討結果の従業者への周知
- ・ 身体拘束の適正に関する指針の整備
- ・ 従業者への研修の実施

事故発生時の対応

第40条（準用）

- ・ 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。
- ・ 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

虐待防止

第40-2条(準用) <虐待防止法15条>

令和3年度報酬改定に伴い、令和4年度から虐待防止・権利擁護に関する以下の取組が義務化されました。

- ・ 虐待防止委員会の設置・開催と検討内容の従業員周知
- ・ 虐待防止等のための責任者の設置
- ・ 従業員への研修の実施

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者(児)施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なわせるものです。事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応をしなければなりません。虐待に関わる取組について、以下のとおり確認・徹底してください。

- ① 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制
 - ・ 運営規程への定めと職員への周知
 - ・ 虐待防止の責任者を設置する等の体制整備
 - ・ 虐待防止マニュアル等の作成、通報先等掲示物の周知徹底
- ② 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施
 - ・ 全職種を対象とした虐待防止や人権意識を高めるための研修
 - ・ 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
 - ・ 事例検討
- ③ 虐待を防止するための取組
 - ・ 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場作り
 - ・ 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
 - ・ 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用
- ④ 通報義務について
 - ・ 障害者虐待(疑い含む)については、障害者虐待防止法に基づき区市町村へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。
 - ・ また、虐待を含む事故等の発生時には、障害者総合支援法に基づき、直ちに必要な措置を講じるとともに、都に報告をしてください。

<虐待防止に向けたポイント>

- ・ 「利用者本位の生活支援」を念頭に、常によりよい支援を目指して工夫していく組織風土を作る。
- ・ 一定の支援者に支援を任せたままにせず、複数の職員の視点を入れ、組織・チームで支援する体制を整える。
- ・ 支援時に感じた違和感や、大事には至らなかったが危険を感じた出来事などを、放置せず支援者間で共有できる体制を整える など

会計の区分

第41条(準用)

- ・ 指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計とを区分しなければならない。

記録の整備

第42条(準用)

- ・ 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
- ・ 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年以上保存しなければならない。

勤務体制の確保等

第68条(準用)

- ・ 指定短期入所事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・ 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- ・ 指定短期入所事業者は従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- ・ 指定短期入所事業者は職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。

非常災害対策

第70条(準用)

- ・ 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- ・ 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- ・ 指定短期入所事業者は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

衛生管理等

第90条(準用)

令和3年度報酬改定に伴い、令和6年度から感染症の発生及びまん延の防止等に関する以下の取組が義務化されました。

- ・ 委員会の設置・開催と検討内容の周知
- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針の整備
- ・ 研修の実施
- ・ 訓練(シュミレーション)の実施

掲示

第92条(準用)

- ・ 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第121条

- ・ 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。
- ・ 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
(第57条第2項と同趣旨)
- ・ 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。(第25条第3項と同趣旨)
- ・ 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(第57条第2項の解釈)

意思決定支援ガイドラインを踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。

(第25条第3項の解釈)

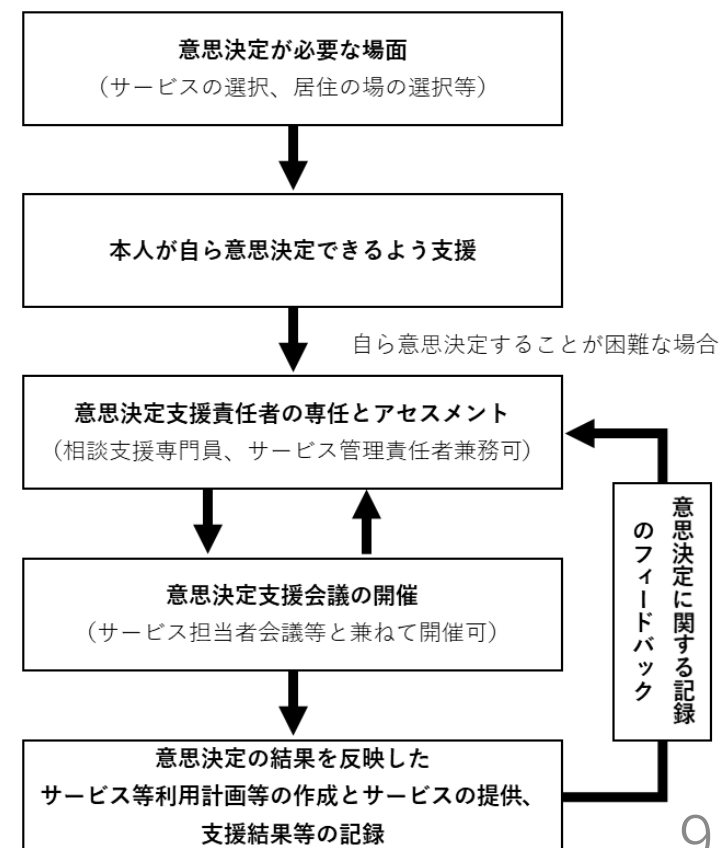
本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。

★「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukufukushibu/0000159854.pdf>)

＜意思決定支援の流れ＞



利用者負担額

★文書により事前に説明を行い、文書により同意を得ること。また、運営規程への記載及び見やすい場所への掲示を行うこと

●サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によって各区市町村長が定める額

●その他次に掲げる費用

○食事の提供に要する費用

- ・朝食 △円
- ・昼食 △円
- ・夕食 △円

※低所得者等については食材費のみ徴収。食事提供加算の算定については「第3章 6【国報酬】各種加算について～個別～」を参照

○光熱水費 1日 △円

○日用品費 実費

○その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

◎「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」

（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号）

◎「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

（平成18年12月6日障発第1206002号等職通知（平成26年3月31日障発0331第22号改正厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））

【国報酬】各種加算について～概要～

No.	加算の種類		併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件	
1	短期利用加算		-	30	不要	特定者	日ごと	利用開始から30日以内の期間について、1年につき30日を限度に加算。	
2	常勤看護職員等配置 加算	(1)	10・11・12・ 13・14・15・ 16・18・40・ 41	10	必要	全員	日ごと	看護職員を常勤換算で1人以上配置	利用定員が6人以下の場合に加算
		(2)		8	必要	全員	日ごと		利用定員が7人以上12人以下の場合に加算
		(3)		6	必要	全員	日ごと		利用定員が13人以上17人以下の場合に加算
		(4)		4	必要	全員	日ごと		利用定員が18人以上の場合に加算
3	医療的ケア対応支援加算		-	120	R6新設 不要	特定者	日ごと	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型)サービス費を算定している事業所において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し指定短期入所を行った場合に、1日につき加算	
4			-		不要	特定者	日ごと	福祉型短期入所サービス費(福祉型強化・福祉型強化特定)または共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している事業所において、医療的ケア児者に対し指定短期入所を行った場合に、1日につき加算	
5	R6変更 重度障害児・障害者対応支援 加算		-	30	不要	全員	日ごと	福祉型短期入所サービス費(福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定)又は共生型短期入所(福祉型・福祉型強化)サービス費を算定している事業所において、障害支援区分5以上又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該事業所の利用者の数の50%以上である場合に加算。	

No.	加算の種類		併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件
6	重度障害者支援 加算	(Ⅰ)	7	50	不要	特定 者	日ごと	区分6(障害児ではこれに相当する状態)で、意思疎通に著しい支障がある、次の①又は②に該当する者(重度障害者等包括支援の対 象となる者)に指定短期入所等を行った場合に加算。 ①重度訪問介護の対象となる心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ寝たきりの者のうち、次の(ア)又は(イ)に 該当する者 (ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 (イ)最重度の知的障害者 ②障害支援区分認定調査項目の中で定められた項目の行動関連項目の合計が10点以上の者 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可
		R6新設 +α①		100	必要	特定 者	日ごと	重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が10点以上の者(障害児は強度 行動障害判定基準表合計点数が20点以上)に対し、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が作成した支援計画シート等に 基づき強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が指定短期入所の提供を行った場合に加算
		R6新設 +α②		50	必要	特定 者	日ごと	+α①が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が18点以上の者(障害児は強度行動障害判定基準 表合計点数が30点以上)に対し、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成し た支援計画シート等に基づき指定短期入所の提供を行った場合に加算
		R6新設 (Ⅱ)	6	30	不要	特定 者	日ごと	・強度行動障害児者(障害支援区分4以上かつ行動関連項目合計点数が10点以上の者(障害児は障害児支援区分2以上かつ強度行 動障害判定基準表合計点数が20点以上))に指定短期入所等を行った場合に加算 ※重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は算定不可
7		R6新設 +α③		70	必要	特定 者	日ごと	重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が10点以上の者(障害児は強度 行動障害判定基準表合計点数が20点以上)に対し、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が作成した支援計画シート等に 基づき強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が指定短期入所の提供を行った場合に加算
		R6新設 +α④		50	必要	特定 者	日ごと	+α③が算定されている指定短期入所事業所等において、行動関連項目合計点数が18点以上の者(障害児は強度行動障害判定基準 表合計点数が30点以上)に対し、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成し た支援計画シート等に基づき指定短期入所の提供を行った場合に加算
8	単独型加算		-	320	必要	全員	日ごと	単独型事業所において指定短期入所を行った場合に加算
9			-	100	不要	特定 者	日ごと	利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を 算定している日(入所日及び退所日を除く。)であって、短期入所事業所における支援が18時間(就寝の時間を含む。)を超える場合に ついてはさらに加算

No.	加算の種類			併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件			
10	医療連携 体制加算	(Ⅰ)		2・13・14・ 15・16・17	32	不要	特定者	日ごと	8人以下	1時間未満	看護職員を訪問させ看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算 (1回の訪問につき利用者がⅠ・Ⅱ・Ⅲ合わせて8名まで) (左記は、対象利用者1人に対し看護を提供する時間) ※Ⅳ、Ⅴで医療的ケアに該当した方以外	・あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について事業所と医療機関等とが委託契約を締結する。 ・利用者の主治医から指示を受ける(内容については書面で残す)。 ・看護の提供は具体的な看護内容等を記録しておく。 ・主治医に対し定期的に医療的ケアの実施状況を報告する。 ・看護職員の派遣については事業所に配置も可 ・看護の提供または喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所事業所等が負担するものとする。 ・医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求する。 ※以下を算定している場合若しくは障害者支援施設等での指定短期入所の場合は、算定不可 ・福祉型強化短期入所サービス費(福祉型強化・福祉型強化特定) ・医療型短期入所サービス費 ・医療型特定短期入所サービス費 ・共生型短期入所(福祉型強化)サービス費
11		(Ⅱ)		2・13・14・ 15・16・17	63	不要	特定者	日ごと		1時間以上 2時間未満		
12		(Ⅲ)		2・13・14・ 15・16・17	125	不要	特定者	日ごと		2時間以上		
13		(Ⅳ)	(1)	2・10・11・ 12・14・15・ 17	960	不要	特定者	日ごと	1人	4時間未満	看護職員を訪問させ、次の①又は②に該当する利用者1人に対して4時間未満の看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算(1回の訪問につき利用者がⅣ・Ⅴ合わせて8名まで) ①医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ②医師意見書により医療が必要であるとされる者	
			(2)		600	不要	特定者	日ごと	2人			
			(3)		480	不要	特定者	日ごと	3人以上 8人以下			
14		(Ⅴ)	(1)	2・10・11・ 12・13・15・ 17	1600	不要	特定者	日ごと	1人	4時間以上	看護職員を訪問させ、次の①又は②に該当する利用者1人に対して4時間以上の看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算(1回の訪問につき利用者がⅣ・Ⅴ合わせて8名まで) ①医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ②医師意見書により医療が必要であるとされる者	
			(2)		960	不要	特定者	日ごと	2人			
			(3)		800	不要	特定者	日ごと	3人以上 8人以下			
15		(Ⅵ)	(1)	10・11・12・ 13・14・17	2000	不要	特定者	日ごと	1人	8時間以上	看護職員を訪問させ、次の①又は②に該当する利用者1人に対して8時間以上の看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対して加算(1回の訪問につき利用者がⅤ・Ⅵ合わせて3名まで)。 ※医師による「判定スコア」が必要 ①医療的ケア判定スコアの項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ②スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者	
			(2)		1500	不要	特定者	日ごと	2人			
			(3)		1000	不要	特定者	日ごと	3人			

1

No.	加算の種類		併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件		
16	医療連携体制加算	(Ⅶ)	2・10・ 11・ 12	500	不要	特定者	日ごと	看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、たんの吸引等が必要となる利用者につき加算(看護職員1人1日当たり)	・喀痰吸引等研修受講後、 <u>喀痰吸引等事業者(特定行為事業者)の登録</u> をする。 ・あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について <u>事業所と医療機関等とが委託契約を締結</u> する。 ・利用者の <u>主治医から指示</u> を受ける(内容については書面で残す)。 ・看護の提供は具体的な看護内容等を記録しておく。 ・主治医に対し定期的に医療的ケアの実施状況を報告する。 ・看護職員の派遣については事業所に配置も可	※福祉型短期入所サービス費(福祉型強化・福祉型強化特定)、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可
17		(Ⅷ)	10・11・ 12・13・ 14・15	100	不要	特定者	日ごと	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が <u>喀痰吸引等を実施</u> した場合に加算	・看護の提供または喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所事業所等が負担するものとする。 ・医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求する。	※福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可
18		(Ⅸ)	2	39	必要	全員	日ごと	・基本報酬を算定している利用者 全員 が算定対象 ・都に届け出た適用開始日以降、 日ごと に算定可 ・ 看護師を配置 (看護資格を有するSS従事者の配置でも可) または 訪看stとの契約により看護師を確保 (准看護師は不可) ・看護師により24時間連絡できる体制を確保すること ・日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備すること ・看護師1人につき算定可能な利用者数の上限はなし		※福祉型短期入所サービス費(福祉型強化・福祉型強化特定)、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している場合、若しくは障害者支援施設等での指定短期入所は算定不可
19	栄養士配置加算		(Ⅰ)	20	22	必要	全員	日ごと	常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している場合に加算。 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可	
20			(Ⅱ)	19	12	必要	全員	日ごと	非常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している場合に加算。 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可	
21	利用者負担額上限管理加算		-	150	不要	特定者	月ごと	指定短期事業者又は共生型短期入所事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき加算。		

No.	加算の種類		併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件
22	R6変更 食事提供体制加算		-	48	必要	特定者	日ごと	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して下記①～③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日つき加算 ①管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーションもしくは保健所等の管理栄養士または栄養士が栄養面について確認した献立であること ②利用者ごとの摂食量を記録していること ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること ※令和9年3月31日までの経過措置
23	緊急短期入所受入 加算	R6変更 (Ⅰ)	24	270	不要	特定者	日ごと	福祉型短期入所サービス費(福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定)又は共生型短期入所(福祉型・福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所が居宅において介護を行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該緊急利用者が入所した日から起算して7日を限度として加算
24		R6変更 (Ⅱ)	23	500	不要	特定者	日ごと	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が居宅において介護を行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該緊急利用者が入所した日から起算して7日を限度として加算
25	定員超過特例加算		40	50	不要	全員	日ごと	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員超過利用減算となる利用者の基準を超えて緊急に受け入れを行った場合、10日を限度として加算
26	特別重度支援加算	(Ⅰ)	27・28	610	不要	特定者	日ごと	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別表いずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、 <u>25点以上</u> である者に対して、指定短期入所等を行った場合に算定。
27		(Ⅱ)	26・28	297	不要	特定者	日ごと	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別表いずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、 <u>10点以上</u> である者に対して、指定短期入所等を行った場合に算定。
28		(Ⅲ)	27・28	120	不要	特定者	日ごと	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、次に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続している者に対して、指定短期入所等を行った場合に算定。 ①常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ②呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ③中心静脈注射を実施している状態 ④人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ⑤重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑥暴行または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態 ⑦経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態 ⑧褥瘡に対する治療を実施している状態 ⑨気管切開が行われている状態

No.	加算の種類		併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件
29	送迎加算		-	186	必要	特定 者	1回	利用者の居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき加算。 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は所定単位数の70%を算定。
30	日中活動支援加算		-	200	必要	特定 者	日ごと	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合で、次の(1)～(3)のいずれも満たす者として届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して指定短期入所を行った場合に算定 (1)保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること (2)利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること (3)利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
31	R6新設 医療型短期入所 受入前支援加算	(Ⅰ)	-	1000	不要	特定 者	日ごと	指定短期入所事業所の医師又は看護職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、 <u>自宅等へ訪問</u> し、 <u>医療的ケアの手技等を確認</u> した上で、短期入所を行った場合に、 <u>利用開始日</u> について加算 ※医療型短期入所サービス費を算定する事業所で算定可 ※福祉型短期入所サービス費(福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定)を算定している場合は算定不可
32		(Ⅱ)	-	500	不要	特定 者	日ごと	指定短期入所事業所の医師又は看護職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該短期入所事業所を利用する前日までに、 <u>テレビ電話装置等を活用</u> することにより、 <u>医療的ケアの手技等を確認</u> した上で、短期入所を行った場合に、 <u>利用開始日</u> について加算 ※医療型短期入所サービス費を算定する事業所で算定可 ※福祉型短期入所サービス費(福祉型・福祉型強化・福祉型強化特定)を算定している場合は算定不可
33	R6新設 集中的支援加算	(Ⅰ)	-	1000	不要	特定 者	日ごと	・強度行動障害者の状態が悪化した場合に、 ・都が選定する広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)、集中的支援を行った場合 ・支援開始月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度に算定可 ※本加算を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと
34		(Ⅱ)	-	500	不要	特定 者	日ごと	・強度行動障害者の状態が悪化した場合に、 ・集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして、都が選定する指定共同生活援助事業所等が、他の指定障害福祉サービス事業所等から当該障害者を受け入れ、集中的支援を行った場合 ・支援開始月から起算して3月以内の期間について日ごとに算定可 ※(Ⅱ)を算定する場合は(Ⅰ)も算定可能

No.	加算の種類		併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件
35	福祉専門職員配置加算		-	15	必要	全員	日ごと	共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されていること。
36			-	10	必要	全員	日ごと	共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されていること。
37	地域生活支援拠点 等である場合の加算	-	-	100	必要	全員	日ごと	区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所については、 <u>利用開始日</u> について加算。
38		R6新設 +α	-	200	必要	全員	日ごと	上記加算に加えて、事業所等の従業者のうち、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所を行った場合に利用開始日について、加算
39	福祉・介護職員等処遇改善 加算		-	※加算類型及びサービス 類型による	必要	全員	日ごと	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している事業所で指定短期入所を行った場合に加算(加算率については、併設型・空床利用型については本体施設の加算率を適用。単独型については生活介護の加算率を適用)等 ※詳細は処遇改善担当へ

手続き等の窓口は処遇改善加算担当（障害福祉）になります。
連絡先（障害者施策推進部地域生活支援課の福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の専用ヘルプデスク）：03-5320-4230
（居住支援担当への手続きだけでは算定できません）

5 【国報酬】各種減算について～概要～

No.	加算の種類		併用不可の 加算のNO	単位	届出	算定 対象	算定 方法	主な要件	
40	定員超過利用減算		2・23	70／100	必要	全員	日ごと	＜1日当たりの利用実績によるもの＞ 1日の利用者の数が、利用定員の110%を超える場合 ＜過去3月間の利用実績によるもの＞ 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の105%を超える場合 (例) 利用定員50人の施設の場合 (50人×31日) + (50人×30日) + (50人×31日) = 4,600人 4,600人×105% = 4,830人(受入れ可能延べ利用者数) ※ 3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算となる。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない どちらかに当てはまった場合に減算	
41	人員欠如減算	生活支援員、 看護職員等 の欠如	2・23	70／100	必要	全員	日ごと	減算が適用される月から3月未満の月について減算	○人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算 ○人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く) ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない
			2・23	50／100	必要	全員	日ごと	減算が適用される月から連続して3月以上の月について減算	
		管理者の 欠如	2・23	70／100	必要	利用者 全員	日ごと	減算が適用される月から5月未満の月について減算	その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く) ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない ※共生型障害福祉サービスは適用外
			2・23	50／100	必要	全員	日ごと	減算が適用される月から連続して5月以上の月について減算	
42	虐待防止措置未実施減算		－	99/100	不要	全員	日ごと	①虐待防止委員会の敵的な開催及び結果の従業者への周知徹底 ②従業者に対する定期的な研修の実施 ③担当者の配置 がされていない場合、基本報酬の減算。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない	
43	身体拘束廃止未実施減算		－	99/100	必要	全員	日ごと	施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく求められる記録が行われていない場合	事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない
44	業務継続計画未策定減算		－	99/100	不要	全員	日ごと	①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する。 ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずる が適応していない場合減算。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。 ※令和7年3月31日まで「指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は経過措置にて減算適用なし。	
45	情報公表未報告減算		－	95/100	不要	全員	日ごと	障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に減算。 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。 ※更新に係る申請をされた際は当該申請に係る事業所から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告を都道府県知事等は確認する。	
46	大規模減算		－	90／100	必要	全員	日ごと	単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定員が20人以上の場合 ※各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない	

都加算制度の概要

■ 目的

区市町村が支出する障害者(児)短期入所事業等に要する経費に対し、東京都がその一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ること。

■ 項目

- 障害支援区分毎の単価の設定(障害支援区分に応じ、重度の利用者を支援する事業者の努力を評価)
- 医療連携体制加算(Ⅳ)－(1)、(Ⅳ)－(2)、(Ⅳ)－(3)、(Ⅶ)、(Ⅷ)(医療支援を必要とする利用者を受け入れる事業者の努力を評価)
 - ・事業者が国加算の医療連携体制加算を取得した場合に、都加算を上乗せすることで、医療支援を必要とする利用者の受け入れを促進する。
- 精神科医療連携体制加算(精神科医療との連携を評価)
 - ・精神障害者の安定した地域生活に重要である精神科医療や家族との連携について、専門職を配置するなどの体制を整備し、当該精神障害者の地域生活を支援している事業所を評価する。

■ 補助要件

- (1) 3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審すること。
- (2) 事業を運営するにあたり、具体的な事業内容を記載し業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行っていること。原則、都に事業計画を提出すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る書類について、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

基本額(国1 + 都1) + 加算(国2 + 都2)

都(精神科医療連携体制加算)	都2
都(医療連携体制加算)	
都(基本額) × 利用日数	都1
国2	国加算
国1	場合によっては、 国基本報酬から以下の減算 人員欠如減算分 定員超過減算分 大規模減算分 身体拘束記録未作成分 国(基本単価) × 利用日数

事業所更新時講習会 巻末資料

令和3年度報酬改定に伴い義務化された取組み

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
【厚生労働省告示】

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて【厚生労働省通知】

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

令和6年度 福祉人材確保対策施策集（障害分野） 【東京都福祉局】

令和3年度報酬改定に伴い義務化された取組み

■ 令和4年度から義務化 ※不適切な場合、減算あり

虐待防止・権利擁護の取組み

- ・虐待防止委員会の設置・年1回以上の開催と検討内容の従業員周知
- ・虐待防止等担当者の設置
- ・従業員への研修の実施 年1回以上

身体拘束の適正化の取組み

- ・身体拘束を行う場合、その態様、時間、状況、理由等の記録
- ・対策検討委員会の年1回以上の開催・検討結果の従業員への周知
- ・身体拘束の適正化に関する指針の整備
- ・従業員への研修の年1回以上の実施

■ 令和6年度から本格義務化（経過措置3年）

感染症の予防及びまん延の防止等の取組み

※対応強化に対する加算あり

- ・感染症の予防及びまん延の防止等の委員会の設置・開催と検討内容の周知（3月に1回以上）
- ・感染症の予防及びまん延の防止等に関する指針の整備
- ・従業員への研修の実施 年2回以上
- ・訓練（シミュレーション）の実施 年2回以上

「業務継続計画」の策定その他の取組み

※不適切な場合、減算あり

- ・（ア）感染症に係る業務継続計画及び（イ）災害に係る業務継続計画の策定
- ・当該計画に従って、職員の研修及び訓練（シミュレーション）の年1回以上の実施

業務継続
計画の内容

- (a) 平時からの備え・対応（ライフライン途絶時の対策・必要品の備蓄）
- (b) 緊急体制を発動させる基準や初動対応
- (c) 関係機関や地域との連携・情報共有等

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶野 京子
(公印省略)

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところでありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力を行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされていると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記6参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にしていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- （1）運営規程への定めと全職種の職員への周知
- （2）虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解釈通知より）

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

- （3）倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解釈通知より）

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- （1）全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- （2）障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- （3）事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

3 虐待を防止するための取組について

- （1）管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- （2）非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- （3）全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

- ※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。
- ※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。
- ※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。
- ※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

5 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご注意ください（詳細は「7 参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

6 運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されるとともに、令和6年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額など制度改正されておりますので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

（1）虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※ 虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

（2）身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

7 参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shousaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html

<担当>東京都福祉局障害者施策推進部 【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】 施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407 【就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援】 地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408 【共同生活援助（GH）・短期入所】 地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408 【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】 地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408 【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407 【都立施設・民間移譲施設（旧都立施設）】 施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157 FAX 03-5388-1407 【重症心身障害児（者）通所事業】 施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶 野 京 子
(公印省略)

施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。
しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。
上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告をお願いします。

記

1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
 - ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
 - ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
 - ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
 - ⑤ 無断外出
 - ⑥ 感染症の発生
 - ⑦ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
 - ⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
 - ⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
 - ⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
 - ⑪ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
 - ⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの
- ※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所

もしくは区市町村子供家庭支援センター）への通報義務があります。

※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

2 報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書（第1報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別*）第〇報」としてください。

*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

(例)【事故報告】〇〇福祉園（生活介護）第1報

3 自然災害発生の際の東京都への報告

近年、台風や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。日頃から、災害等への備えを進め、利用者の安全を確保する体制を整えていただきますようお願いいたします。

また、施設・事業所の建物の損壊や人的被害が発生した場合には、事故同様、利用者、職員の皆様の安全確保や施設の運営継続等の対応を優先した上で、速やかに被害状況について東京都まで御連絡くださいますようお願いいたします。

4 令和6年度報酬改定に伴う運営の適正化について

令和6年度報酬改定により、別紙1に記載する各事項が未実施の場合等、新たに減算の創設又は見直しが行われているとともに、運営基準の改正も行われておりますので、改めて御確認願います。

5 その他

近年発生している主な重大事故事例について別紙2のとおりまとめました。各施設・事業所での同様の事故の発生を防止するための参考としてください。

6 報告先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

<提出先>

<https://locoform.jp/form/tmf/826020>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

<提出先>

<https://locoform.jp/form/tmf/827929>

【就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmf-form/829775>

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmf-form/702093>

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmf-form/830433>

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmf-form/835126>

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmf-form/1002061>

1 令和 6 年度報酬改定に伴い、以下の各事項が未実施である場合等には、新たに減算の創設又は見直しが行われています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 虐待防止措置未実施減算（創設）

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への周知
- ②虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記①及び②の取組を行うための担当者の配置

上記①から③の取組が適切に実施されていない場合、所定単位数の 1 % を減算

(2) 身体拘束廃止未実施減算（見直し）

- ①身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の状況、やむを得ない理由等を記録
- ②身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知
- ③身体拘束適正化指針の整備
- ④虐待防止研修の定期的な実施

上記①から④までの取組が適切に実施されていない場合、以下の通り減算額を見直し

【施設・居住系サービス※ 1】

1 日につき 5 単位減算から所定単位数の 1 0 % 減算に見直し

【訪問、通所系サービス※ 2】

1 日につき 5 単位減算から所定単位数の 1 % 減算に見直し

※ 1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※ 2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労 選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

(3) 業務継続計画未策定減算（創設）

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【施設・居住系サービス】

所定単位数の3%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の1%を減算

<経過措置>

・就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない

(4) 情報公表未報告減算（創設）

障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、以下のとおり減算

【施設・居住系サービス】

所定単位数の10%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の5%を減算

2 運営基準の見直し

令和6年度報酬改定に伴い、以下のとおり運営基準が見直されています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 意思決定支援の推進

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記され、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映された。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認しなければならない。

※障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握すると

ともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

(3) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

《主な重大事故の事例》

【事例①】利用者が踏切に立ち入り電車で轢かれる死亡事故

《事故の概要》

余暇支援中に利用者が踏切内で立ち往生し、電車で轢かれて死亡。

《原因》

- 利用者は電車が好きで、これまでも余暇支援中に踏切で電車の見学をする余暇支援を実施。
- 支援員は車を踏切付近に停車させ、利用者だけ降りて電車見学を実施。
- 支援員が適切な見守りを怠り、踏切の警報音が鳴っているにも関わらず、利用者が踏切から退避していない状況に支援員が気付かなかった。

《再発防止策》

- 外出支援時には支援員の他、添乗員を付けるなど、見守り体制を強化
- 外出支援時の見守りや安全対策についてマニュアルの見直しをし、全職員に対して注意喚起

【事例②】送迎車両による交通事故（死亡事故）

《事故の概要》

利用者を送迎中に運転手の前方不注意により、衝突を回避するため、車両が歩道に乗り上げ、運転手がパニックになり、そのまま走行し、歩行者を轢いて死亡させた。

《原因》

- 前方に車両が停車しているにもかかわらず、速度を落とさずに走行していたため、急な右折車に対応できなかった。
- 衝突を回避するため左にハンドルを切り、歩道をそのまま走行。
- 前方に歩行者がいるにもかかわらず、運転手が混乱し、ブレーキを踏まなかった。

《再発防止策》

- 安全運転管理責任者の届出をし、運転者の適性を定期的に把握
- 安全運転指導を適切に実施するため、研修の実施などを検討
- 自動ブレーキ等、安全装置が装備された車両の導入

【事例③】誤嚥による窒息死亡事故

《事故の概要》

おやつのお菓子を誤嚥し、窒息により死亡した。

《原因》

- 過去に誤嚥事故を起こしていたにもかかわらず、職員の見守りが不十分であった。
- 当日のおやつが非常食用のパンであったため、通常のパンよりも少し硬かった。

《再発防止策》

- 利用者の嚥下状態を再点検し、注意が必要な利用者の食事支援には特に慎重に支援する等マニュアルの見直しを実施。
- 嚥下状態により提供のお菓子の色を分け、職員が視覚的に判別しやすくする。
- 利用者の嚥下機能に応じたおやつを提供する。

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
(平成十八年九月二十九日)
(厚生労働省告示第五百四十五号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第八十二条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。)、第百二十条第四項、第百五十九条第四項(第百六十四条、第百七十三条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百六条において準用する場合を含む。)及び第百七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第十九条第四項(同令附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定短期入所、指定障害者デイサービス及び基準該当障害者デイサービスに係る食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第百三十一号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針

一 適正な手続の確保

指定生活介護事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)(第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、基準該当生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四条及び第九十四条の二に規定する基準該当生活介護をいう。)(の事業を行う事業所、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)、基準該当短期入所(指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。)(の事業を行う事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、基準該当指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第百六十三条及び第百六十三条の二に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。)(の事業を行う事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)、基準該当自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第百七十二条及び第百七十二条の二に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。)(の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第百七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。)、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)(の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所(指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。)(及び指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)(以下「事業所等」と総称する。)(における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約(以下「契約」という。)(の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者(指定障害サービス基準第二条第一号に規定する利用者をいう。以下同じ。)(又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等)をいう。以下同じ。)(から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程(指定障害福祉サービス基準第八十九条(第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第百二十三条及び第百二十四条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四十一条に規定する運営規程をいう。)(への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所等に通う者(施設入所支援を受ける者を除く。)(指定短期入所事業所の利用者又は指定自立訓練(生活訓練)事業所の利用者のうち指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。)(の提供を受ける者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一号に掲げる者の

うち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)(にあっては、その配偶者に限る。)(について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。)(のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)(の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)(の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)(を合算した額が二十八万円未満(特定支給決定障害者にあっては、十六万円未満)であるもの又は同令第十七条第二号から第四号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料

(1) 居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とすること。

(2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

(一) 利用者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)(

(二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

改正文 (平成一九年六月二九日厚生労働省告示第二二七号) 抄

平成十九年七月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年七月一日厚生労働省告示第三五九号) 抄

平成二十年七月一日から適用する。

改正文 (平成二三年九月二二日厚生労働省告示第三三八号) 抄

平成二十三年十月一日から適用する。

改正文 (平成二四年三月三〇日厚生労働省告示第二一一号) 抄

平成二十四年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二六年三月三一日厚生労働省告示第一四三号) 抄

平成二十六年四月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一六六号) 抄

平成二十八年四月一日から適用する。

附 則 (令和三年三月二三日厚生労働省告示第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成18年12月6日)
(障発第1206002号)

(各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者自立支援法による療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助並びに施設入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」(以下「その他の日常生活費」という。)の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成18年3月31日付け障発第0331018号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一端として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- (1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- (2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- (3) 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- (4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- (5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

- (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用

4 留意事項

- (1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。
したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。
- (2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一端として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金

の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
- (2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
- (3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

7 特定旧法指定施設における日常生活に要する費用の取扱いについて

特定旧法指定施設における指定旧法施設支援の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)及び整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)において規定されているところであるが、その具体的な取扱いについては、上記1から6までの規定に準じた取扱いとすること。

障 障 発 0423 第 1 号
平成 30 年 4 月 23 日
最終改正 障 障 発 0329 第 5 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 の規定による情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨

障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度（以下単に「情報公表制度」という。）を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。

II 実施主体等

1. 実施主体

情報公表制度の事務の実施主体は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する対象事業者（以下単に「事業者」

という。)に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った都道府県知事等とする。

ただし、市区町村長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長を除く。）から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市区町村を管轄する都道府県知事とする。

2. 実施体制の整備

情報公表制度に係る事務は、障害者総合支援法及び児福法に基づく都道府県等の自治事務であり、都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の受理、調査、公表等の事務（以下「情報公表事務」という。）を的確に行う体制を整備する必要がある。

当該事務は、都道府県知事等が自ら行うことを基本とするが、適切な事務運営が可能であり、当該事務を実施するに相応しい中立的かつ公共性のある法人に対して委託することは差し支えない。ただし、当該事務の実施に当たり、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な事務が実施される必要があることから、委託先の選定については、特に次の点に留意すること。

- ・ 当該法人が障害福祉サービス等を自ら提供していないこと
- ・ 当該法人の役員等、構成員又は職員の多数が、障害福祉サービス等を現に提供する事業者の役員等、構成員又は職員でないこと
- ・ 当該法人の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと
- ・ 安定的な事務運営が可能であること。

また、事務の委託に当たっては、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとし、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の公表を行うかの最終的な判断は、都道府県知事等が行うものとする。

なお、次に掲げる事務については都道府県知事等が実施すること。

- ・ 障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項に基づく調査
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項に基づく報告若しくは報告内容の是正又は調査実施命令
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第6項及び児童福祉法第33条の18第6項に基づく指定取消し又は指定の効力の停止

Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等

1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

2. 障害福祉サービス等情報の具体的内容

(1) 報告が必須の情報

障害者総合法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

(2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報

障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報（障害福祉サービス等情報を除く。）（以下「任

意設定情報」という。)については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

3. 報告に関する実施要綱等の策定

都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) 実施要綱等策定の目的

本制度については、都道府県知事等が、事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱等を策定するものである。

(2) 実施要綱等の策定者

実施要綱等の策定者は、都道府県知事等とする。

(3) 実施要綱等の内容

実施要綱等の内容は、次のとおりとする。

ア 基準日

実施要綱等の基準日は、速やかな制度の施行を行う観点から、4月1日とする。

イ 実施期間

実施期間は、実施要綱等を毎年定めることから、4月1日以降の1年間とする。

ウ 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児福則第

36条の30の2の規定により、災害その他都道府県知事等に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

エ 報告の方法

事業者が、都道府県知事等へ障害福祉サービス等情報を報告する方法について定めるものとする。

オ 報告の開始

報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の5月初日
 - ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日
- とすることが適当である。

カ 報告の期限

報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告年度の7月末日
 - ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内
- とすることが適当である。

キ 公表の時期

障害福祉サービス等情報の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用と

する事業者については、報告後 1 か月以内
とすることが適当である。

ク その他都道府県知事等が必要と認める事項

前記ア～キ以外の事項についても、都道府県等において、個別に必要
と認める事項については、適宜、各都道府県知事等の判断により実施
要綱等に定めることとする。

(4) その他実施要綱等に定めることが適当な事項

以下については、必要に応じて、実施要綱等に定めることとする。

ア 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

(ア) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホ
ームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービ
ス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該
事項について修正又は変更のあったときに、都道府県知事等に報
告を行うこととする。

(イ) 上記(ア)以外の情報については、年 1 回の定期的な報告で足り
ることとするが、各都道府県知事等の判断により、変更時の随時更
新を求めることとしても差し支えない。

イ 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、都道府県知事等から、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4
項及び児福法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是
正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報につい
て、都道府県知事等の指示により、調査又は公表を行うこと。

(5) 実施要綱等の公表

都道府県知事等は、実施要綱等を定めたときは、利用者及び事業者に対
して、実施要綱等の内容を周知するため、これを公表する。

4. 事業者による報告

(1) 報告する情報の作成時期

事業者が報告する障害福祉サービス等情報は、当該情報の項目ごとに
特に時期を定めるもののほか、事業者ごとの報告の提出期限前の可及的
新しい情報について作成するものとする。

(2) 報告の時期

事業者が障害福祉サービス等情報を報告する時期は、各都道府県知事

等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。

(3) 報告の内容

ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者
については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福則第
36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報を
報告する。

イ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しよう
とする事業者については、別添 1 基本情報を報告する。

5. 調査の実施

(1) 調査の目的

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児福法第 33 条の 18 第 3 項の規
定による調査は、利用者保護等の観点から、都道府県知事等が事業者か
ら報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するため
に行うものである。

(2) 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査につ
いては、都道府県知事等が公表を行うため必要と認める場合に実施する
こととするが、調査を実施することが適当な場合としては、次のような
場合が考えられる。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき
等）

(3) 調査の実施方法

ア 基本的事項

(ア) 調査の実施体制

調査は、職員 1 名以上で行うものとする。

(イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者
との面接調査の方法によって行うことが望ましいが、面接調査以外
の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方

法により行う。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の調査方法に係る共通的事項

- ① 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。
- ② 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。
- ③ 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。
- ④ 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。
- ⑤ 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。
- ⑥ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

(イ) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(4) 調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サービス等情報について、都道府県知事等が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、事業者が実施する取組の良し悪しや、事業者自体を評価する仕組みでは

ないことに留意すること。

6. 情報の公表

(1) 手続き

都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

都道府県知事等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

都道府県知事等は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、都道府県知事等は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

都道府県知事等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

7. 任意設定情報の公表等

都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を受けた場合は、障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

8. 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口の公表

都道府県知事等は、あらかじめ、利用者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応方法

ア 総合的な窓口

都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報を公表することから、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける必要がある。

イ 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行うことが適当である。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合、都道府県知事等は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

ウ 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事等は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL)
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日
ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL)
ロ 事業所番号	指定事業所番号
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	事業所等の管理者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート)
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録福祉士等事業者サービス別の項目(別紙参照)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
三 事業所等においてサービスに従事する従業員に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業員に関する事項	
イ 職種別の従業員の数		職種別の従業員の数、勤務形態、労働時間、従業員1人当たりの利用者数等	
ロ 従業員の勤務形態、労働時間、従業員一人当たりの利用者等		・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業員の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無	
ハ 従業員の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等		従業員の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等	
		・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数	
二 従業員の健康診断の実施状況		従業員の健康診断の実施状況	
ホ 従業員の教育訓練、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況		従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況	
		・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業員に対する虐待防止研修の実施状況 ・暗黙知等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動支援従事者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援者養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数	
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目（別紙参照）	
四 サービスの内容に関する事項		4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項	
イ 事業所等の運営に関する方針		事業所等の運営に関する方針	
ロ 当該報告に係るサービスの内容等		サービスを提供している日時 ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域	
		サービスの内容等 ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
		サービスを提供する事業所、設備等の状況 ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績		障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
		・利用者の人数(区分別)	
二 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況		利用者等からの苦情に対する窓口等の状況	
		・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況	
ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項		障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み	
		・損害賠償保険の加入状況	
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等		障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等	
		・その内容	
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
		・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況	
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目（別紙参照）	
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項		5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項	
		障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用 ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例：預り金の出納管理等)の徴収状況	
六 その他都道府県知事が必要と認める事項			

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運用情報
第一 サービスの内容に関する事項	6. 事業所等運営の状況
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利保護等のために講じている措置	(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利保護等のために講じている措置
ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況
ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況	・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況
二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置	・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況	利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置
ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置	・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況
相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等の対応のために講じている措置
四 サービスの内容の野原、改善等のために講じている措置	・相談、苦情等の対応のための取組の状況
イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況	障害福祉サービス等の内容の野原、改善等のために講じている措置
ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	・サービスの提供状況の把握のための取組の状況
五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
イ 相談支援専門員等との連携の状況	障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
ロ 主治の医師等との連携の状況	・相談支援専門員等との連携の状況
ロ 主治の医師等との連携の状況	・主治の医師等との連携の状況
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置	適切な事業運営の確保のために講じている措置
イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
ロ 計画的な事業運営のための取組の状況	・計画的な事業運営のための取組の状況
ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	・事業運営の透明性の確保のための取組の状況
ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況	・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況	・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
安全管理及び衛生管理のための取組の状況	・安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況	・個人情報の保護の確保のための取組の状況
ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況	・サービスの提供記録の開示の実施の状況
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況	・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況
ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目
	【居宅介護、重度障害者等包括支援】実施サービス
	【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】同一事業所等において提供する他の訪問系サービス
	【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】運営形態
	【生活介護】運営規模上の開所日数（年間）
	【短期入所】帰属区分
	【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】事業所等類型
	【共同生活援助】当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地
	全共同生活住居数
	全共同生活住居の定員数（合計）
	各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数
	【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】訪問による訓練の実施の有無
	【就労継続支援A・B型】事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）
	就労支援事業事業活動計算書
	就労支援事業別事業活動明細書
	【福祉型障害児入所施設】みなし規定の適用の有無
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
ハ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目
	【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】夜間・深夜・早朝対応の有無
	【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間等を問わない対応の有無
	【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】夜間の勤務体制
	施設名（共同生活援助のみ）
	夜勤の職員数
	宿直の職員数

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
チ その他サービスの提供に応じて必要な事項	サービス別の項目
	【施設入所支援】 ユニットケアの有無
	【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無
	【生活介護】 創作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工賃（月額）
	【短期入所】 長期利用者数
	【共同生活援助】 新規入居者数 退居者数 うち一人暮らしへの移行者数 入居者の主な日中活動の場 入居者の平均年齢 最年少者の年齢 最年少者の年齢 個人単位居宅介護利用者の数
	【自立生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）】 標準利用期間を超える利用者の数
	【自立訓練（機能・生活訓練）】 事業所における主な訓練内容
	【自立生活援助】 （前年度1年間の利用者のうち）入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
	【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場
	【就労移行支援、就労継続支援A・B型】 一般就労への移行者数（移行率） 一般就労先での定着者数（定着率） 就労継続支援A型における運営状況の評価（スコア）
	【就労移行支援】 一般就労までの平均利用期間 訓練中の怪我等に対する保険の有無 一般就労への移行後の定期的な支援の有無
	【就労継続支援A型】 主な生産活動の内容 利用者数 平均賃金 社会保険の加入の有無 養給の有無 養与の有無 退職手当の有無 生産活動収入（年間売上高） 生産活動経費 資金支払総額 平均労働時間 雇員数
	【就労継続支援B型】 主な生産活動の内容 平均工賃 生産活動収入（年間売上高） 生産活動経費 工賃支払総額 退所者数 訓練中の怪我等に対する保険の有無

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
	【就労定着支援】 過去3年の職場定着率（支援開始後）
	【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
	【児童発達支援】 児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無 保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数 併行通園先との連携の有無
	【放課後等デイサービス】 放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表 学校との連携の有無
	【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無
	【地域相談支援（地域移行支援）】 利用期間が6か月を超える利用者の数 地域生活への移行者数 宿泊支援の設備の有無
	【地域相談支援（地域定着支援）】 利用期間が1年を超える利用者の数 一時的な滞在による支援を行う場所の有無

A 職員確保に関する支援策について知りたい

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円/月を基準として、家賃の一部を補助

●月額8.2万円/戸、補助率7/8または1/2 ※利用条件あり

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部
運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当 (障害)
☎03-3344-7280



職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

●月額1万円 (5年目までの職員は1万円加算)

公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室
居住支援手当 (障害) 担当 ☎03-6302-0125



職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

●年60万円/1人、上限5年

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉人材対策室 ☎03-6302-0280



職員確保支援

障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業

重度・高齢化が進む入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を推進するため、対象施設へのリハビリ職員の配置を促進

障害者施策推進部施設サービス支援課
障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156

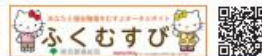


職員募集情報の掲載

ポータルサイト「ふくむすび」による情報発信

福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策、研修・イベント等の情報を提供

生活福祉部地域福祉課
福祉人材対策推進担当 ☎03-5320-4095



求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業 (飯田橋)

飯田橋の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860



求職者への求人情報の紹介

無料職業紹介事業 (立川)

立川 (多摩支所) の東京都福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関する無料の求人求職紹介を実施

東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所
☎042-595-8422



合同就職説明会

福祉の仕事就職フォーラム

東京都福祉人材センターにおいて、都内の社会福祉法人等が出展する大規模な合同就職説明会を開催

東京都福祉人材センター人材情報室 多摩支所
☎042-595-8422



マッチング支援

地域密着相談面談会

東京都福祉人材センターにおいて、区市町村社会福祉協議会や行政、ハローワーク等と連携し、身近な地域で福祉の仕事をしたい人を対象に、地域の施設・事業所による相談面談会を実施

東京都福祉人材センター
福祉のしごと相談・面接係
☎03-5211-2860



マッチング支援

マッチング強化策

東京都福祉人材センターにおいて、福祉分野を希望する求職者の相談に応じる出張相談、採用担当者及び管理職層向けセミナー、職場見学ツアーを実施

東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860



体験・就業支援

ふくしチャレンジ職場体験事業

職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進

生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



体験

フクシを知ろう!おしごと体験

高校生等を対象とした福祉施設での職場体験等を実施

生活福祉部地域福祉課 福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

障害者施策推進部地域生活支援課
在宅支援担当 ☎03-5320-4579



働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部 福祉情報室
宣言情報公表担当
☎03-3344-8552



魅力発信事業

福祉の仕事イメージアップキャンペーン

インターネット広告やSNS広告等により、年間を通じた福祉の仕事の魅力等のイメージアップキャンペーンを展開

生活福祉部地域福祉課
福祉人材対策担当
☎03-5320-4049



B DXに関する支援策について知りたい

DX導入支援

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業

障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援

障害者施策推進部施設サービス支援課 障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156、児童福祉施設担当 ☎03-5320-4374
障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 ☎03-5320-4579、居住支援担当 ☎03-5320-4151



DX活用支援

障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業

DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員の配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業

公益財団法人東京都福祉保健財団



D 福利厚生充実・施設（事業所）運営に関する支援策について知りたい

職員の福利厚生に関すること

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業 (再掲)

職員が入居する住宅の借り上げを行う事業者に対して最大8.2万円／月を基準として、家賃の一部を補助

●月額8.2万円／戸、補助率7/8または1/2 ※利用条件あり

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部
運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当 (障害)
☎03-3344-7280

職員の居住支援

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業 (再掲) NEW

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援

●月額1万円 (5年目までの職員は1万円加算)

公益財団法人東京都福祉保健財団 運営支援室
居住支援手当 (障害) 担当 ☎03-6302-0125

職員の処遇改善支援

福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業

福祉・介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進するため、事業所へ助言・指導等を行う

福祉・介護職員処遇改善加算取得に関する無料相談窓口 ☎0120-179-117

職員の奨学金返済支援

障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業 (再掲)

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援

●年60万円／1人、上限5年

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉人材対策室 ☎03-6302-0280

施設（事業所）運営に関すること

働きやすい職場情報の公表

働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業 (再掲)

都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を公表

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉情報室 宣言情報公表担当 ☎03-3344-8552

相談窓口

人材定着・離職防止相談支援事業

東京都福祉人材センターにおいて、福祉事業従事者等を対象とした仕事や職場の悩みを受け付ける相談窓口を設置

東京都福祉人材センター人材情報室
☎03-5211-2860

専門職による伴走支援

障害者支援施設等支援力育成派遣事業

高齢・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、障害者支援施設等へ専門職等を派遣

障害者施策推進部施設サービス支援課
障害者支援施設担当 ☎03-5320-4156

専門家による伴走支援

障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 (再掲) NEW

業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行う

障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当
☎03-5320-4579